

被爆地ヒロシマが被曝を拒否する

— 過去は変えられないが未来は変えられる —

伊方原発運転差止広島裁判

伊方原発運転差止訴訟 (本訴) の原告になるとは

伊方原発広島裁判原告団事務局

(2016年4月)

伊方原発広島裁判とは

2016年3月11日、福島第一原発事故5周年の当日、私たちは広島地裁に、四国電力伊方原発の運転差止を求めて提訴受理されました。この訴えは2件の異なる訴えを同時に提訴したものです。

2件の訴えとは一。

**A. 伊方原発1号機から3号機の
運転差止求める訴訟**

3～5年
かかる裁判

**B. 伊方原発3号機の
運転差止求める仮処分申立**

数ヶ月で
勝ったら
即停まる

の2件です。以下、

A. 運転差止を求める訴訟のことを「本訴」、

B. 3号機の運転差止を求める

仮処分命令申立のことを「仮処分」

と略すことにします。

また本訴を提訴する人のことを「原告」、仮処分を申し立てる人のことを「申立人」と呼ぶことにします。

原告となることのリスク

1. 「原告」になるとは、**A. 本訴の原告**になることです。

A. 伊方原発 1 号機から 3 号機の 運転差止求める訴訟

3～5年
かかる裁判

B. 仮処分の「申立人」になるのではありません。
本訴の場合、被告は四国電力です。

2. 原告になるとは、伊方原発 1 号機から 3 号機の運転差止を求めて行われる裁判の一方の当事者になることを意味します。(他方の当事者は四国電力)
言いかえると、**四国電力と全面対決する当事者**となります。
3. 原告になるに際して直接的な経済的負担は、「原告参加費」1万円をご負担いただくことです。(ただし広島原爆・長崎原爆の被爆者は原告参加費無料)
それ以上の経済的負担・金銭上のリスクは発生しません。最高裁で判決が確定するまで、四国電力には損害が発生しないからです。
4. **原告のお名前や住所は一切公表されません。**

原告となることの意義

あなたの力で原発を直接止めることができます。 原発は「苛酷事故前提」で再稼働されます。例え知らなくてもこのことに黙っていると「容認」したことになります。

(故郷を失い、いざとなったら避難後の生活や経済的損害の責任は自分が負うと認めたことになる)

この裁判に勝っても、負けても、原告参加費 1 万円以上の経済的負担を負うことはなく、私たち原告は「危険を知り、権利侵害を指摘し、反対し、止めようとした」実績を持つことになります。

多くの方の原告参加をお願いいたします。

伊方原発広島裁判原告団

事務局：〒733-0012 広島市西区中広町 2 丁目 21-22-203

メールアドレス：h-saiban@hiroshima-net.org

<http://saiban.hiroshima-net.org>